

競争ルールの検証に関するWG（第38回）に関する追加質問事項

3 割引の2万円上限があっても不当な割引競争が行われる現状において、今後、割引の上限価格2万円を維持してもMNOは様々な抜け道を考えることがありうる。上限2万円を維持すると同時に、規律順守を徹底するため（オプテージ資料P.4）に必要な具体的な対応策があればご教示ください。

（佐藤構成員）

（オプテージ回答）

- 通信料金と端末代金の完全分離に係る法改正以降も、潜脱的な規律違反が散見されてきた状況を鑑みると、現行の上限額2万円を維持するとともに、まずは各事業者が規律の順守を徹底することが重要であると考えます。

- 具体的な対応策としては、総務省殿による覆面調査等の強化や行政指導の徹底等による違反事例の摘発・撲滅を進めていただくとともに、各事業者による能動的な規律順守の徹底が図られるよう、各事業者の規律の順守状況を電波割当ての際の審査項目とすることなどが有効ではないかと考えます。

4（1）オプテージ資料P.13に「MVNOは同時期にMNOと同等のサービスを提供することが困難」と示されているが、同時期・同等性について競争上の影響が大きいと考えられる最近の問題事例、5G等最近の技術・サービスに関して懸念される事例があれば、具体的にご教示ください。

（例えば、同時期にサービス開始できなかった事例及びその開始できなかった理由（情報提供の遅れ等））

（2）同時期・同等性を確保するにはどのようなルール整備が求められるか。

（3）今後の5Gの協議において、同時期・同等性の確保が危惧される状況が具体的にありそうか。

（佐藤構成員）

（オプテージ回答）

- （1）
- MNOは自社設備であるため早期にサービスの提供を開始することが可能となりますが、MNOから設備を借りる立場のMVNOは、MNOとの接続調整に係る期間やその後の自社設備の構築やテストに係る期間が必要となるなど、同時期にMNOと同等のサービスを提供することが困難な状況にあると考えております。

(2)

- 同時期・同等性を確保するためのルール整備として、例えば、現在検討が進められている卸協議の適正性の確保に向けた制度整備の中で、協議の端緒となるMNOが実装する機能の全体像、提供開始時期や提供までの情報開示スケジュール等を適切にMVNOに提示することをガイドライン等に盛り込むことが考えられます。

(3)

構成員限り

以上